就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令案要綱

第一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、学校教育法、児童福祉法等とすること。（第一条及び附則第二項関係）

第二　法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律の規定とすること。（第二条関係）

第三　法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人は、同条第一項又は第三項の認定を受けた施設に係る事業を管理する者とすること。（第三条関係）

第四　法第二十六条及び第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校教育法及び学校保健安全法の規定を準用する場合の読替えを定めるものとすること。（第四条及び第五条関係）

第五　法第二十七条において準用する学校保健安全法の規定について学校保健安全法施行令の規定を準用することとし、この場合の読替えを定めるものとすること。（第六条及び第七条関係）

第六　幼保連携型認定こども園が廃止されたときは、都道府県知事等が、当該幼保連携型認定こども園に在

籍し、又は卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類の保存をしなければならないものとすること。

（第八条関係）

第七　この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。（附則第一項関係）